

議 長  
確認印

総務常任委員会会議録

1 日 時	開会 平成 28 年 12 月 15 日 16 : 03 閉会 平成 28 年 12 月 15 日 16 : 55
2 場 所	委員会室
3 出席委員	鈴木茂、七宮広樹、藤田一男、割貝寿一、吉田広明、下重義人、鈴木孝則
4 欠席委員	なし
5 出席要求者	なし
6 職務出席者	議会事務局長 藤田衛昌、書記 齋藤静香
7 説明員	総務課長 天沼恵子 係長 青砥俊之
8 付議事件	第 1 議案の審査 第 2 陳情等の審査 第 3 閉会中の継続審査について
9 議事の経過	<p>副委員長（七宮広樹）開会 委員長（鈴木 茂）あいさつ</p> <p>第 1 議案の審査</p> <p>委員長：総務課職員に説明を求める。 （総務課長及び係長が資料を基に説明） 委員長：質疑はあるか。 鈴木（孝）委員：人事委員会の勧告をそのまま議員報酬分にスライドさせる方式だが、そもそも人事委員会勧告は職員向けのものであって、議員などに適用させるためのものではないと認識している。いつごろからこのような方式になったのか。 青砥係長：人事院勧告では、特別職にも当てはめるような勧告となっているので、上程した。いつからかは、わからない。 鈴木（孝）委員：昭和 48 年自治省の見解が HP に載っていた。特別職の報酬についてはその特殊性に応じて定められるべきものであって、民間賃金の動向等により決定される一般職の職員の給与とはおのずから性格を異にし、と書いてある。以前であれば、特別職報酬審議会などで決定していたと聞いているが。いつからそうなったのか。 藤田委員：給料は自分たちで決めるが、ボーナスは人事院勧告などに準じてやってきたと認識している。 総務課長：手当の支給率は人事委員会勧告に準拠してやってきたと思う。いつからそうなったということは、記憶の中ではこのようなスタイルであった。 藤田委員：以前は分からないが、自分の記憶では同じようにやっていた。 割貝委員：標準とする金額の算出は、50 人以上の企業の調査によって決定するというが、そういったこの辺ではあまりない大きな企業の給料を基準にしていること自体がおかしいと思</p>

う。郡内の平均的企業はもっと低いと思う。地域の給料としては違いが出てくる。

吉田委員：福島県の平均給与は福島市と郡山市を基準に算定すると言っていた。どうしても高上りになる。

委員長：質疑はないか。なければ討論に入る。

(説明員退席)

委員長：委員の意見を求める。

委員長：それでは、まず自分の意見を述べさせていただく。この件は、否決すべきものと思う。理由は2つある。一つは、人事委員会勧告はそもそも一般職員の給与勧告であって、特別職に当てはめるのは本筋ではない。2つ目は、議員定数と報酬の協議会を立ち上げたばかりでボーナスであってもタイミング的にあげる時期ではない。鮫川村も上程しないという。

吉田委員：町民に理解得られるのか。まだ、町民に説明していない段階である。実際に議員の皆さんは報酬総額が低いという意見だと思うが、(値上げは)早すぎると思う。

藤田委員：議員報酬についても検討中ということであるが、結果はまだ見えていない。結果が出てから、もし上げるとなっても上げづらいのではないかと。町民は、下げることは喜ぶと思うが。金額的にはわずかではないか。

(18,800円という人あり。)

藤田委員：費用弁償復活という動きなども出ている。以前から、報酬そのものは議会で決めるが、手当の支給割合は人事委員会勧告に沿ってやってきた。

委員長：今回の議案は期末手当の改正であるが、報酬の問題は定数とセットで考えるべきと思う。報酬だけを上げるのは批判がある。西会津町議会ではそうであった。

まして、見直そうという矢先に値上げでは理解されない。

下重委員：前回はいつ見直したのか。

委員長：昨年今回と同じように期末手当を増額している。

下重委員：毎年上がっていることになる。

藤田委員：人事院勧告は毎年か。

(「毎年」という人あり。)

鈴木(孝)委員：報酬は議員で、手当は勧告ではなっているが、今回は見送りでもよいと思う。上程しなければよかった。

藤田委員：これまでは、委員会で審議したことがなかった。本会議一発でやっていた。

事務局長：上程しない方がよかったということであるが、上程されている以上結論を出さなければならないが、継続審査という方法もある。

藤田委員：継続でもよいと思う。

(各委員発言あり。聴取不能)

委員長：継続審査でなく否決すべきものでよいか。

(異議なし)

委員長：否決すべきものと決する。少数意見はあるか。

(なし)

委員長：この件は全員一致で否決とする。

## 第2 陳情等の審査

委員長：次に議員年金に関する件である。県町村議会議長会から意見書提出の要請があった。あらかじめ本件に関する参考資料が事務局から送信されていた。これを読んでみると、年金廃止時に厚生年金へ移行することを含んでの議員年金廃止であった。今やっと、具体的に動き出したものであると思う。70歳以上は該当しないようであるが、この制度は、これから議員になる方々の励みにもなると考える。

藤田委員：以前、財政が厳しいということで廃止になった。町の負担も出てくる。財政上の問題はないのか。年金制度が、国会議員にはあって地方議会にないのはおかしいと思うが。

下重委員：掛け金の支払いはどうなる。

委員長：70歳まで支払うことになる。

事務局長：要請内容を見ると、地方公務員の厚生年金制度への加入となる。現在標準報酬月額20万円の職員の掛け金は月約3万円、町負担は約4万円である。年金のほか、長期短期の共済にも加入というような内容である。

委員長：加入は強制になるかどうかなど詳細はこれからであるが、制度の趣旨そのものは理解できる。我々というよりこれから先議員を目指す人たちにとって必要な制度だと思う。

採択でよろしいか。

(異議なし)

委員長：採択する。委員会報告案及び意見書案を配布する。

(配布)

委員長：委員会報告は配布資料のとおりとする。意見書案については、これから朗読する。

(委員長朗読)

委員長：提出者、賛成者はどうするか。

(「提出は、委員長、賛成者は委員全員」、「それでよい」の声多数)

委員長：案のとおり議員発議とし、私が提出者、委員全委員が賛成者としたい。後刻、署名をお願いします。

## 第3 閉会中の継続審査について

委員長：前から子ども子育てに関する所管課の一貫性ということで調査を考えていた。先進地である磐梯町への視察を考えているが雪が心配である。棚倉町も子ども課を設置したがまだ1年たっていないので視察には早すぎる。いずれ、本町でもこども園を設置する予定なので、調査すべき内容である。時期を、検討して実施したい。

委員長：公共施設の管理については。

鈴木(孝)委員：公会計についてもやるべきではないか。

事務局長：監査報告でもあったように考え方が大きく変わっていく。企業会計とはちょっと違うのでわかりにくいかもしれない。公共施設の管理については管理計画を策定している。

委員長：公会計への移行準備状況と公共施設管理計画策定の状況について調査する。子ども子育てについては春以降行いたい。

（異議なし）

委員長：これで協議を終わる。

副委員長：閉会

埴町議会委員会条例第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

総務常任委員長